

第199号議案 長崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 卸売市場法改正の主な内容	2
3 条例改正の内容	2
4 条例の施行日	2
5 今後のスケジュール	3
6 新旧対照表	3 ~ 4
参 考	
長崎市中央卸売市場業務条例の改正が必要となった経緯	5
農林水産省説明資料 抜粋	6
関係法令 抜粋	7 ~ 11

経済産業部
令和7年11月

1 条例改正の概要

(1) 改正する条例 長崎市中央卸売市場業務条例（昭和50年長崎市条例第12号）（以下「条例」という。）

(2) 改正の理由

- ア 卸売市場法の一部が改正され、中央卸売市場としての認定の要件として指定飲食料品等のうち取り扱う品目等を公表することが追加されたことに伴い、長崎市中央卸売市場における当該品目等の公表に関する事項を定めたいため。
- イ その他所要の整備をしたいため。

2 卸売市場法改正の主な内容

農林水産大臣による中央卸売市場の認定要件として、業務規程※1に「取り扱う指定飲食料品等※2、指標、持続的な供給を図るための措置内容の公表」を規定することを追加。

※1 業務規程：卸売市場の業務の方法や遵守事項を定めたもの。
(本市では、条例及び同施行規則を位置付け)

※2 指定飲食料品等：取引において、費用が認識しにくい飲食料品等を農林水産大臣が指定するもの。
指定されるものは、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆の4品目が予定されている。

3 条例改正の内容

(1) 長崎市中央卸売市場において、公表する事項として次のとおり定めるもの

- ア 取扱品目のうち農林水産大臣が指定する飲食料品等（取扱予定のないものを除く）
- イ アの飲食料品等に係るコスト指標
- ウ 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者等の取引における努力義務（取引条件の協議に誠実に応じることその他必要な協力をすること等）

(2) 所要の整備を行うもの【第32条関係】

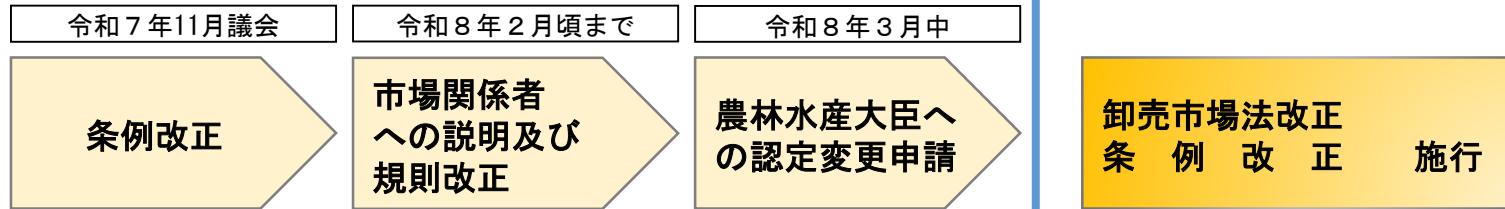
4 条例の施行日

令和8年4月1日

※ 3(2)については公布の日

5 今後のスケジュール

令和8年4月1日



6 新旧対照表

長崎市中央卸売市場業務条例（長崎市中央卸売市場業務条例（昭和50年3月31日 条例第12号）

改正後	改正前
第1条～第28条 [略] (関連事業者の設置)	第1条～第28条 [略] (関連事業者の設置)
第29条 [略]	第29条 [略]
2 [略] (許可の基準)	2 [略] (許可の基準)
第30条 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1)～(7) [略]	第30条 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1)～(7) [略]
第31条 [略] (許可の取消し等)	第31条 [略] (許可の取消し等)
第32条 市長は、第29条第1項の許可を受けた者が <u>第30条第1号</u> 、第2号若しくは第5号のいずれかに該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。	第32条 市長は、第29条第1項の許可を受けた者が <u>第30条第1項第1号</u> 、第2号若しくは第5号のいずれかに該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。
2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>第30条第6号</u> 又は第7号に該当することとなつたとき。	2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>第30条第1項第6号</u> 又は第7号に該当することとなつたとき。

第33条～第55条 [略]

(食品等持続的供給法に係る公表)

第55条の2 市長は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

第56条～第89条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第32条第1項及び第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

第33条～第55条 [略]

[新設]

第56条～第89条 [略]

[新設]

長崎市中央卸売市場業務条例の改正が必要となった経緯

令和6年6月 食料・農業・農村基本法の改正

【背景】近年における世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、食料安全保障の確保を目指し、食料の合理的な価格の形成など持続可能性を高める取組を進めるため、生産から消費にいたる各段階の関係者の理解の増進及び費用の明確化の促進等が図られなければならない。

【追加】食料の持続的な供給に要する費用の考慮（第23条）

食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずることなどを明記



令和7年6月 食品等持続的供給法の改正

【追加】食品等の取引の適正化

①飲食料品等事業者等は、取引において、次の措置を講じる**努力義務**（第36条）

- ア 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める取引条件の協議に誠実に応じること
- イ 持続的な供給に資する取組の提案に対する検討・協力をすること

②農林水産大臣は、農林水産省令で指定した**指定飲食料品等**※1ごとに、**費用の指標**※2の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体を認定（第42条第1項）

※1 指定飲食料品：農林水産省令において、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を指定する予定。

※2 指標：生産から小売までの流通過程ごとのコスト指標



令和7年6月 卸売市場法の改正

【追加】卸売市場の認定要件追加

農林水産大臣による卸売市場の認定要件として、卸売市場の業務規程に定める事項を追加

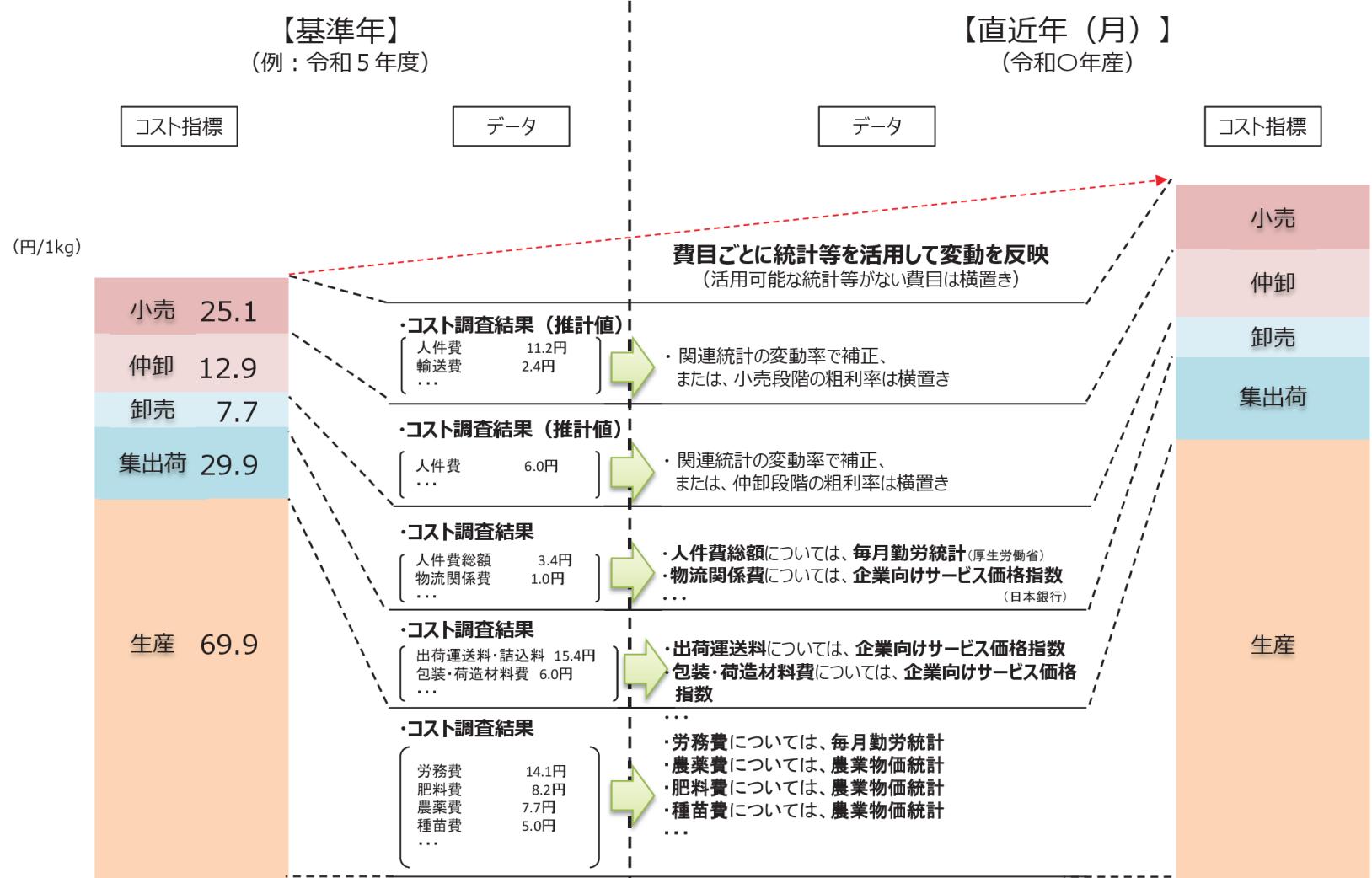
（追加事項）

卸売市場の開設者は、その市場で取り扱う**指定飲食料品等**、その**費用の指標**、飲食料品等事業者の**努力義務を公表**（第4条第5項第3号）

たまねぎにおけるコスト指標のイメージ

R 7.6.6 第3回野菜WG資料

【食品等流通法の改正】



(注)上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

○食料・農業・農村基本法（令和6年6月5日 施行分） 抜粋

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

6 （略）

（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）

第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

(令和8年4月1日施行分) 抜粋

(飲食料品等事業者等の努力義務)

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力をすること。

(指定飲食料品等の指定)

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。

(認定指標作成等団体)

第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等（以下「指定飲食料品等事業者等」という。）又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であって、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務（以下「指標作成等業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表
- 二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等
 - 三 指標作成等業務の運営体制に関する事項
 - 四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
 - 五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項
- 3 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を添付しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。

- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
 - ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体（申請者を除く。）であって、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。

四 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

○卸売市場法（令和8年4月1日施行分）抜粋 ※**朱書き**が追加された項目

（中央卸売市場の認定）

第四条 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であって、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 ~ 3 (略)

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 卸売市場の業務の方法
- 二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
 - ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
- ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。
 - (1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等
 - (2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標
 - (3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

二 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	<ul style="list-style-type: none"> (一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合すること。

6～7 (略)